

大林奨励賞内規

平成6年10月20日制定

平成15年9月1日改定

平成27年8月25日改定

- 第1条 本学会に大林奨励賞を設け、以下(1)(2)項に相当する会員を表彰し、その研究を奨励する。なお、本賞の英語名は、Obayashi Early Career Scientist Award とする。
- (1) 本学会若手会員中、地球電磁気学、超高層物理学、及び地球惑星圏科学において、独創的な成果を出し、さらに将来における発展が充分期待できる研究を推進している者。
 - (2) この場合、若手会員とは当該年度初めに、原則として35才以下の会員をいう。
- 第2条 受賞者は、次の各項の手続きを経て決定する。
- (1) 受賞候補者は、本学会運営委員会の中に設けられる大林奨励賞候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）が会長に推薦する。推薦委員会は候補者を会長へ推薦するに際して、推薦委員会独自の調査と並行し、広く会員から候補者の推薦を受けるものとする。
 - (2) 推薦委員会は、各期の運営委員会ごとに設置され、その構成は各期の運営委員会の議により決定される。
 - (3) 会長は推薦を受けた候補者につき、評議員会にはかる。評議員会は議決により受賞者を決定する。
- 第3条 大林奨励賞は賞状およびメダルとし、総会においてこれを授与する。